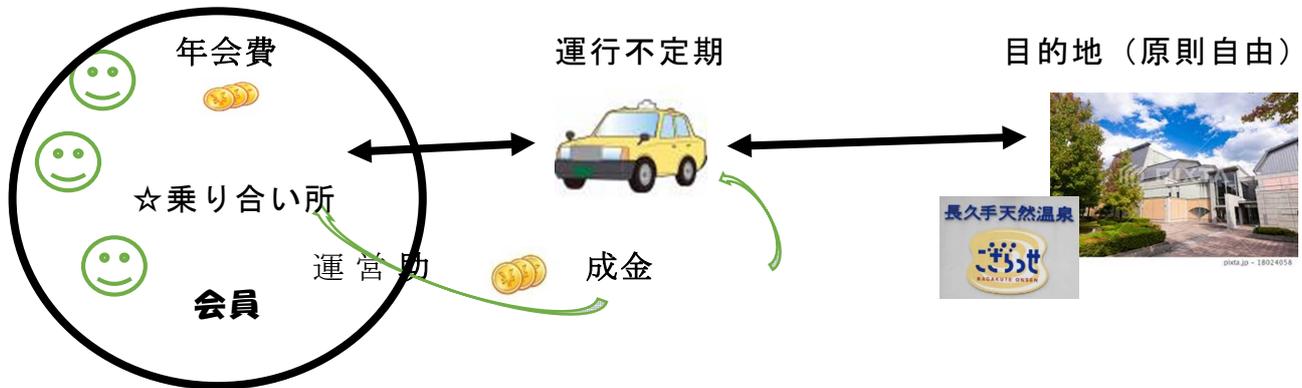


## 新しい乗合い交通の提案 タイプ I

### お出かけ会型

イメージ

注 以下のイメージ図は今後さらに話し合うための材料です。

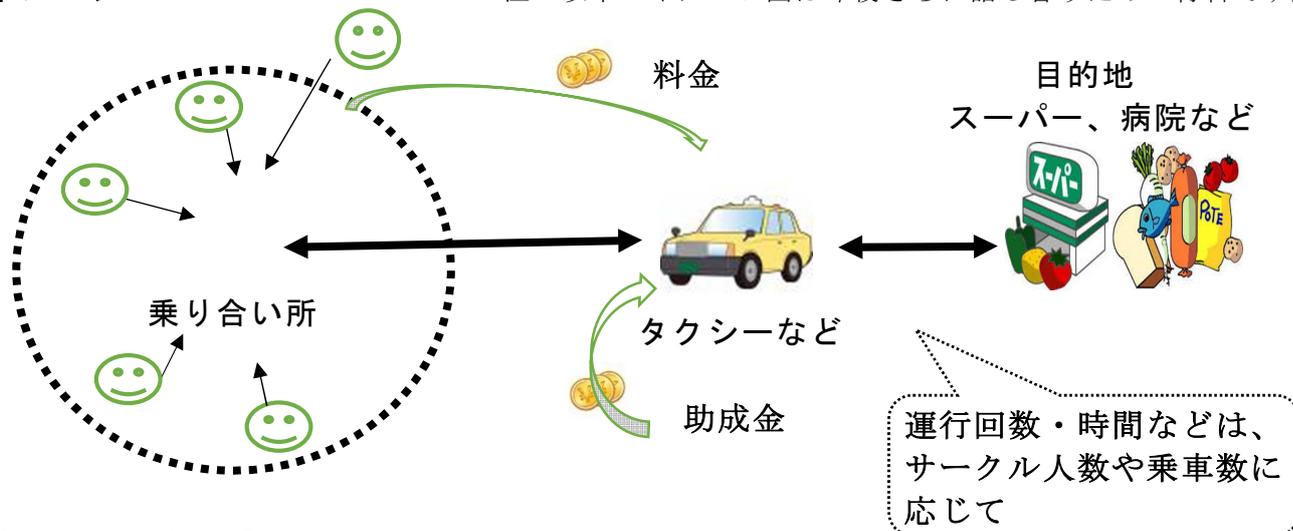


- ①希望者が「お出かけ会」を作る。 ← 行政の支援
  - ・原則として乗り合い所に集まれる人
- ②お出かけ会の「きまり」をつくる。 ← 行政の支援
  - ・きまりの内容 =
    - ・乗り合い所、1～2か所
    - ・入会をこばむことはできない
    - ・世話人の選出
    - ・運行日時 原則として不定期
  - ただし、平均\*人以上の乗車が望ましい
  - ・目的地、原則として自由、ただし近隣地
  - ・年会費 \*円 ← 行政の基準
  - 注：1乗車\*円ではない
  - ・運行料金 運行1回\*円 ← 行政の基準
  - ・利用回数上限
  - ・会員間、運行者への連絡方法 ← 行政の基準
  - ・会員以外は原則利用できない など
- ③行政が運行者を募集。 注：マイカーの提供も認める。
- ④行政が運行評価基準を決める。利用者数が基準に達しない場合や基準を超える場合には、行政が仲介して調整。
- ⑤行政が基準にしたがい、お出かけ会と運行者に運営助成金を支払い。
- ⑥行政は、運行者を指導する。
- ⑦会員数や利用が増えれば、タイプⅡへ移行。  
注：必ずタイプⅠ⇒Ⅱ⇒Ⅲと移行するという意味ではない。

## 乗り合いサークル型

イメージ

注 以下のイメージ図は今後さらに話し合うための材料です。



①利用希望者が「乗合いサークル」を作る。 ← 行政の支援

②サークルの「きまり」をつくる。 ← 行政の支援

- ・きまりの内容 =
- ・乗り合い所、1～2か所
- ・入会をこぼむことはできない
- ・連絡係りの選出
- ・運行日時 … 例：毎週月～金、10時出発

ただし、平均\*人以上の乗車が必要

- ・目的地、1運行につき1～2か所  
注：あらかじめ数か所を決めておく。ただし近隣地。
- ・一人当たり料金\*円、支払い方法 ← 行政の基準
- ・会員間、運行事業者への連絡方法 ← 行政の基準  
連絡回数が増えれば、システム化を検討する。
- ・サークル会員以外（臨時会員）の利用の方法 など

③行政が運行事業者を募集。

④行政が運行評価基準を決める。乗車数が基準に達しない場合や基準を超える場合には、行政が仲介して調整。

⑤行政が基準にしたがい運行事業者に助成金を支払い。

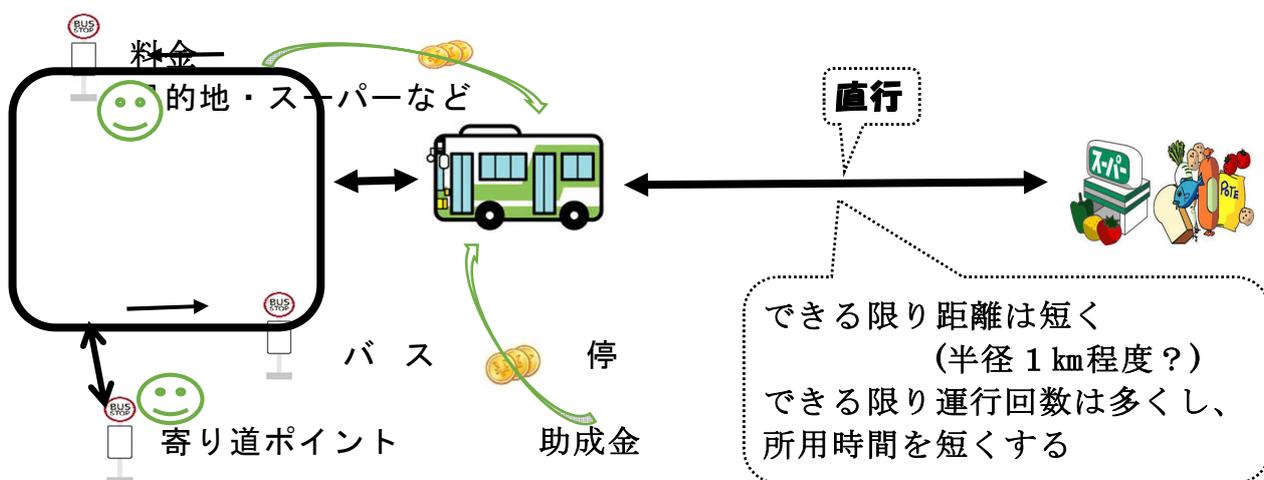
⑥乗車数が増えれば、タイプⅢへ移行。

注：必ずタイプⅠ⇒Ⅱ⇒Ⅲと移行するという意味ではない。

## お店バス型

イメージ

注 以下のイメージ図は今後さらに話し合うための材料です。



①行政が運行計画を作成する。

- ・運行計画の内容 = 路線、バス停、運行回数、運行日・時間帯、料金など  
注: 買い物に特化した計画とし、できる限り路線距離は短く(半径 1 km 程度?)  
運行回数は多くし、所要時間は短くし、原則として目的地へ直行する。

例: 30 分間隔、目的地まで 20 分

②行政が「寄り道ポイント」の利用者募集

寄り道ポイントの利用方法、連絡方法の決定

連絡回数が増えれば、システム化を検討する。

③行政が運行評価基準を決める。

④行政が運行事業者を募集。

⑤行政が基準にしたがい運行事業者に助成金を支払い。

注: お店からの協力金も検討する。

⑥利用者が運行評価基準に達しない場合、基準を超える場合には、運行計画を見直す。

⑦市民・利用者・お店・行政による「お店バス利用促進会」(仮称)をつくり、利用促進活動を実施する。

注: 必ずタイプ I ⇒ II ⇒ III と移行するという意味ではない。